

デジタル出版権と自炊判決
～出版物のデジタル化を巡って

自炊関連ビジネスと
許諾処理・データ拡散対策

広島大学 大学院社会科学研究所
准教授 岡田昌浩



広島大学

はじめに

- 書籍の著作権の特性
 - 従来、書籍著作権「利用」者は限定的（出版社など）
 - デジタル化容易になり、書籍著作権「利用」行為の拡大、「利用」者の増大

はじめに

- 他の著作物との比較
 - このような状況は、すでに音楽の著作物や映像の著作物で先行
- 書籍の著作権の変化の展望
 - 「音楽」型：日本音楽著作権協会（JASRAC）等のような集中処理
 - 「映画」型：一定の主体に権利を集約
 - もしくは、まったく別の方向。

はじめに

- 自炊関連ビジネスとの関係で
 - 許諾によるビジネスの適法性確保
 - データ拡散対策

自炊関連ビジネスと著作権

- 類型

- 類型1: ユーザーが有する書籍を業者が有する機材を借り受けてユーザーがスキャン(道具・場の提供型)
- 類型2: ユーザーが有する書籍を業者が有する機材で業者がスキャン(自炊代行型)
- 類型3 業者が有する書籍を業者が有する機材でユーザーがスキャン(裁断済書籍提供型)

自炊関連ビジネスと著作権

- 法規定と経済実質の乖離
 - 著作権者に対する経済的利益への影響
 - リーガルリスク
 - 乖離をどうするか：契約等による望ましいスキームの構築

許諾による自炊関連ビジネス

- 許諾
 - 自炊代行型ビジネスや裁断済書籍提供型ビジネスが著作権侵害となるとして、どのように許諾を受ければビジネスを続行できるか？

許諾による自炊関連ビジネス

- 暗黙の許諾
 - 明示の拒絶がない書籍をスキャン対象(ブラックリスト方式)
 - リーガルリスク高い
- 著作権者の個別許諾
 - リーガルリスク軽減のために、許諾のある著作物のみスキャン対象(ホワイトリスト方式)
 - どうやって許諾を調達するか

許諾による自炊関連ビジネス

- 著作権者団体の協力による調達
 - － 蔵書電子化事業連絡協議会(Myブック変換協議会): 日本文藝家協会、日本写真著作権協会、日本漫画家協会が幹事団体となる権利者側団体
 - － 蔵書電子化事業連絡協議会(Myブック変換協議会: 著作権者側)と日本蔵書電子化事業者協会(自炊代行型業者側)の合意
 - － ルール形成による許諾促進?

許諾による自炊関連ビジネス

- 出版者の協力による調達
 - ほとんどの出版者、著作者と異なり自炊関連ビジネスに対し許諾等を行う立場にない
 - 著作権設定ある場合
 - 出版許諾の場合
 - しかし、実際には出版者の関与欠かせない
 - 出版者に複写・貸与の権利処理委任する契約・慣行など
 - 出版者の協力により許諾促進？

許諾による自炊関連ビジネス

- 孤児著作物問題

- 著作権者が所在不明等により許諾を得られないような著作物(いわゆる孤児著作物)
- 許諾を得て自炊関連ビジネスを遂行するにあたって、大きな問題

許諾による自炊関連ビジネス

- 自炊関連ビジネスの将来
 - 負担を上回るユーザーのニーズはあるか
 - 個人用デジタルスキャナが高機能化すれば、ビジネス存続はどうなるか？

デジタルコピー拡散対策

- デジタルコピー拡散対策の必要性
 - 自炊代行ビジネスに関する権利者・出版者の危惧: スキャンされたデジタルコピーの不正な拡散
 - 自炊代行ビジネスの可否にかかわらず、権利者側としては対策の必要性

デジタルコピー拡散対策

- 著作権者による対策の困難
 - 著作権者のかけられる労力の限界
 - 著作権者によっては対策インセンティブの不在
 - そのため、出版者による対策の必要性

デジタルコピー拡散対策

- 著作権に基づく差止め
 - 著作権法80条「著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製」: デジタルコピーの公衆送信に及ばないという問題
 - 電子著作権制度の創設の議論

デジタルコピー拡散対策

- 独占的電子出版許諾契約に基づく対処
 - 債権者代位権（民法423条）の規定転用
- その他の処理
 - 出版社への権利管理委託など

デジタルコピー拡散対策

- 著作権の拡張ないし電子著作権の創設の意義
 - デフォルト・ルールの明確化？
- 出版社からの著作権管理の再委託
 - その際には内容が明確な権限をベースにする方が望ましいか

デジタルコピー拡散対策

- 著作権者による集中処理スキームの可能性
 - 著作権者に直接集中処理機関に権利管理委託等し、電子出版等の利用許諾や著作権侵害への対応、という可能性
 - JASRAC型のスキームなどを想定
 - 電子出版が紙の書籍の出版スキームに拘束されなければならない理由は、特にないのでは？
 - 紙の書籍と同様出版スキーム、従来から出版に関与している関係者の合意が得やすいか？

おわりに

- デジタル化の時代における、著作権者と出版者の関係の変化の可能性

ご清聴
ありがとうございました



広島大学